一六、作業服官給ノ件（可決）

アル

要シナイト思ウカラ本大會ヲ通シ至急實現ヲ要求スルモノデ

本案ハ既ニ前年度大會ニ於テ可決サレテ居ルノデ最早説明ヲ

説明　久世庄五郎

一五、共榮會管理及評議員選出方法ニ關スル件（可決）

求メルモノデアル

末ダ撤廢シナイト之ハ退職ノ場合ニ影響スルカラ即時撤廢ヲ要

名古屋工場ニ於テハ既ニ請負制度ガ撤廢サレタガ大阪工場ハ

説明　大塚天高一

一四、請負制度即時撤廢ノ件（可決）

ノ改正ヲ要求スルト同時ニ不徳義ナル保險醫ヲ取締ラレタイ

カラ支給シテ居ル更ニ支給ノ場合甲ヲ乙ヲ附シテ居ル之等

六ケ月デハ全治シナイカラ全治スル迄又傷病手當金ハ四日目

大阪市共濟組合ハ説明東京工廠年之共勵組合

本問題ハ餘程緩和サレテ居ルカラ今暫ク留保シ今後ノ状況ヲ

見タル上提案スルコトヽシタイ

一七、請負者退職給與ト實收入計算ノ件（可決）

説明　林三郎

一九、

常備ナレバ退職金ハ日給ヲ標準トシテ支給サレルガ請負者ハ

之ガ行ハレナイ即チ請負者ハ收入ノ大部分ガ請負賃デアッテ

日給ハ低額デアルタメ退職ノ時的ニ此低額ナル日給ヲ標準トシ

テ計算セラレルカラ之ヲ實收入ヲ標準トシテ計算シテ貰ヒタイ

フイ極メテ居ル状態デアル故ニ至急トサレタキ事ヲ要求スル

二〇、共濟組合交附金增額ノ件（可決）

説明　市從　森岡峰雄

我々工トシテ共濟組合ハ唯一ノ機關デアル爲メ之ニ大イニ期待

ヲ掛シテ居ル者デアルガ現在ノ共濟組合ハ餘リニ貧弱デアルノデ